

# 特殊車両通行許可及び基準緩和自動車認定に関する要望書

## 【補足資料】

### 【特殊車両通行許可】

- 要望 ① 夜間21時～6時の通行時間帯条件の緩和 . . . . . p.2
- 要望 ② 誘導車配置条件の見直し . . . . . p.3
- 要望 ③ 特殊車両通行許可範囲（寸法・重量・車種）の可能な限りの最大化 . . . p.4

### 【基準緩和自動車認定】

- 要望 ⑥ NR装置（速度抑制装置）の空車時の解除 . . . . . p.8

# 要望 1 夜間21時～6時の通行時間帯条件の緩和

- 重量・寸法の条件により、通行時間帯が夜間21時～6時に限定されるため、ドライバー不足の中で輸送需要に対応できません。
- 通行時間帯条件により長時間の待機が発生し、また、目的地には車両が待機するための場所はなく、路上駐車せざるを得ません。

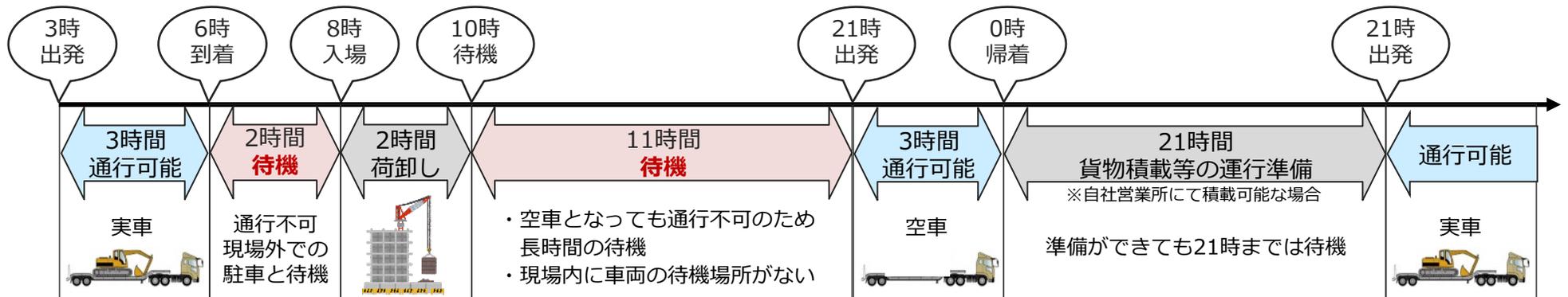


- ▶ 重量・寸法条件について、令和6年4月からの緩和試行の結果を踏まえ、**可能な限りの更なる緩和拡大**
- ▶ 目的地内において **車両待機場所を確保するよう荷主に対して指導**  
車両待機場所が確保できない場合、目的地近隣待機場所までの昼間運行

## 【現状】夜間の通行時間帯条件に伴い長時間労働の発生

【例：片道3時間の運行、荷卸し2時間の場合】

運転往復6時間+荷卸し2時間=8時間に対して13時間の待機となる。



- 空車の場合でも寸法C条件として誘導車配置条件が付されるが、誘導車ドライバーが人員不足となり、誘導車を確保できません。
- 深夜の短時間労働となり誘導車ドライバーが見つからず、誘導車を確保できません。

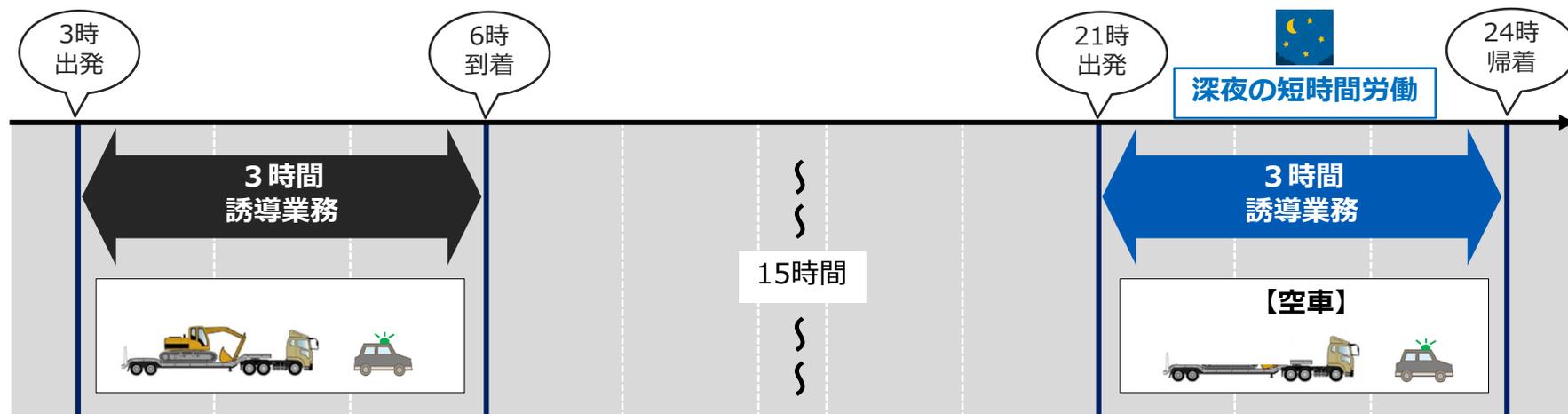
▶ **特例 8 車種、及び全長17m以下かつ幅3.2m以下の空車については、寸法によるC条件の見直しを行い、B条件となるようにして 誘導車の配置無し**

▶ 地域ごとの道路及び交通事情に応じた誘導車配置条件

## 【現状】 誘導車ドライバーの確保が困難

【例：片道3時間の誘導運行の場合】

昼間に長時間の空きができる深夜の短時間労働となり、誘導車ドライバーの確保が難しい。



○特車許可不要区間の対象車種は、40ft背高の国際海上コンテナ車に限られています。



## ▶ 特車許可不要区間の対象車種に40ft背高の国際海上コンテナ車と同等の車両を追加

### 【特車許可不要区間の対象車両の要件】

#### 要件①：国際海上コンテナを運搬するものであることを証明する書類の携行

(理由) 国際海上コンテナは国際条約により重量が輸出国にて確認されており、重量の担保が取れているため。

⇒特殊車両通行確認制度においては、「運送依頼書等による重量確認」を重量の担保としており、  
特車許可不要区間においても、同様に重量の担保として取り扱う。

#### 要件②：ETC2.0車載器の搭載・登録

⇒対応可能。

### 【現状】対象車種は40ft背高の国際海上コンテナ車のみ

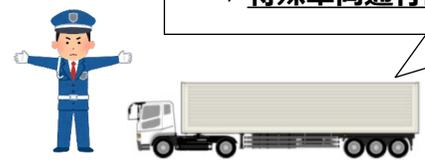
40ft背高の国際海上コンテナ車と同等の車両であっても、特車許可不要区間対象とはならない。

	特殊車両通行許可不要区間 一般的制限値
総重量	44 t
車高	4.1m
車長	16.5m

40ft背高国際海上コンテナ車  
許可不要区間は自由に通行可



許可不要区間の制限値以内である  
・40ft国際海上コンテナ車  
・バン型等セミトレーラ (特例8車種) 等  
⇒ **特殊車両通行許可が必要**



○大型車誘導区間の延長については、平成28年4月の延長約34,900kmが最終となっています。

○大型車誘導区間の指定状況【大型車誘導区間の延長】

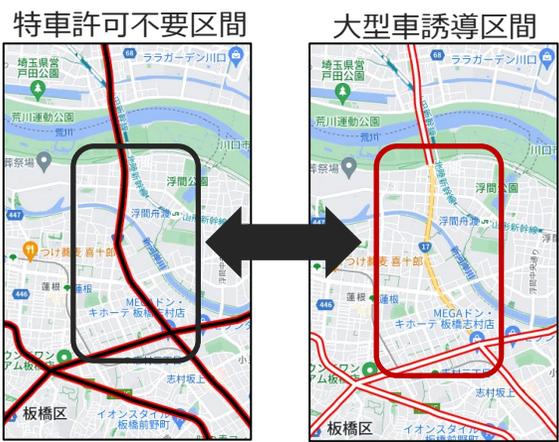
	延長	備考
平成 26 年 10 月	約 33,800km	初回指定 (高速道路、直轄国道、交通拠点へのアクセスルート)
平成 27 年 4 月	約 34,200km	開通状況等を踏まえた見直し
平成 28 年 4 月	約 34,900km	国際戦略・拠点港湾とのラスト1マイルの追加

出典：国土交通省ホームページ「大型車誘導区間の指定状況」

▶ 特車ゴールド制度の利便性を向上させるため、**大型車誘導区間の更なる指定**

【現状】特車許可不要区間に指定されても、大型車誘導区間には指定されていない区間がある

【例：国道17号 交差点番号：5339554204 ～ 交差点番号：5339554711 (志村3丁目交差点) の区間】



特車通行許可 不要区間		…平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網
大型車誘導区間		…大型車両を望ましい経路へ誘導し、適正な道路利用を促進するために指定された道路

「特車許可不要区間」に指定されているが、「大型車誘導区間」には指定されていない。  
⇒ 特車ゴールド制度が利用できない。

出典：特車PRサイト「ガイドマップ」

直轄国道の主な状況(特車許可不要区間は指定されているが、大型車誘導区間に指定されていない区間)

路線	交差点番号(起点)	交差点番号(終点)	スパン全長	道路管理者
一般国道1号	5339030113	5239730258	7.071km	横浜国道事務所
一般国道1号	5239720473	5339610189	25.430km	横浜国道事務所
一般国道1号	5339152265	5339152780	1.270km	横浜国道事務所
一般国道3号	4730620272	4730420040	20.735km	鹿児島国道事務所
一般国道3号	4730420016	4730420060	2.910km	鹿児島国道事務所
一般国道4号	5439150187	5439671593	55.191km	宇都宮国道事務所
一般国道8号	5537470142	5537470147	3.437km	高田河川国道事務所
一般国道9号	5235353147	5235353181	0.990km	京都国道事務所
一般国道9号	5333170179	5333160416	0.870km	倉吉河川国道事務所
一般国道9号	5333150088	5333130292	34.060km	倉吉河川国道事務所
一般国道9号	5232410011	5232410020	1.220km	浜田河川国道事務所
一般国道9号	5231060151	5231060038	4.490km	浜田河川国道事務所
一般国道12号	6541271341	6541370262	4.361km	札幌開発建設部
一般国道13号	5740730199	5840020160	7.133km	山形河川国道事務所
一般国道13号	5840430030	5840530151	8.373km	湯沢河川国道事務所
一般国道15号	5339152817	5339152265	4.830km	横浜国道事務所

路線	交差点番号(起点)	交差点番号(終点)	スパン全長	道路管理者
一般国道16号	5239750712	5239750771	4.422km	横浜国道事務所
一般国道16号	5339050819	5339152780	6.220km	横浜国道事務所
一般国道16号	5339070646	5339060017	0.800km	千葉国道事務所
一般国道17号	5339554711	5339554204	1.966km	東京国道事務所
一般国道17号	5439700269	5539000016	0.770km	高崎河川国道事務所
一般国道17号	553836F004	5538360149	1.450km	長岡国道事務所
一般国道23号	5236240543	5236140468	2.270km	三重河川国道事務所
一般国道24号	5135761023	5135560044	15.863km	奈良国道事務所
一般国道25号	5135760142	5135761023	1.350km	奈良国道事務所
一般国道30号	5133670137	5133570063	4.152km	岡山国道事務所
一般国道45号	5841350003	5841350069	3.810km	仙台河川国道事務所
一般国道51号	5340310275	5340310796	3.711km	千葉国道事務所
一般国道51号	5340740105	5340740400	3.500km	常陸河川国道事務所
一般国道55号	5034540149	5034440055	11.640km	徳島河川国道事務所
一般国道58号	392767F001	3927560258	5.511km	北部国道事務所

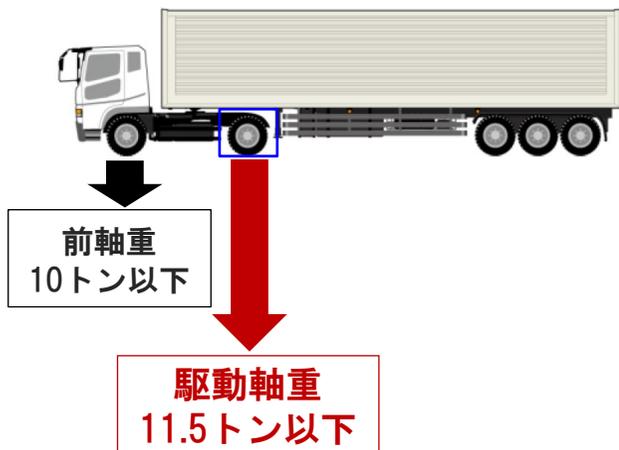
- 国際海上コンテナ車及びバン型等セミトレーラ (特例 8 車種) をけん引するエアサス搭載の 2 軸トラクタについては、軸重の一般的制限値 10 トンのところ、駆動軸重は 11.5 トンに緩和されています。【保安基準、車両制限令】
- 一方、単車トラックについては、エアサス搭載の車両であっても、駆動軸重は一般的制限値 10 トンとなります。
- エアサス搭載という条件は同じでも、駆動軸重の制限値が車両により異なります。

▶ エアサス搭載車については、**単車トラックの駆動軸重 10 トンから 11.5 トンへの引き上げ**

【現状】エアサス搭載の駆動軸重の制限値が車種により異なる

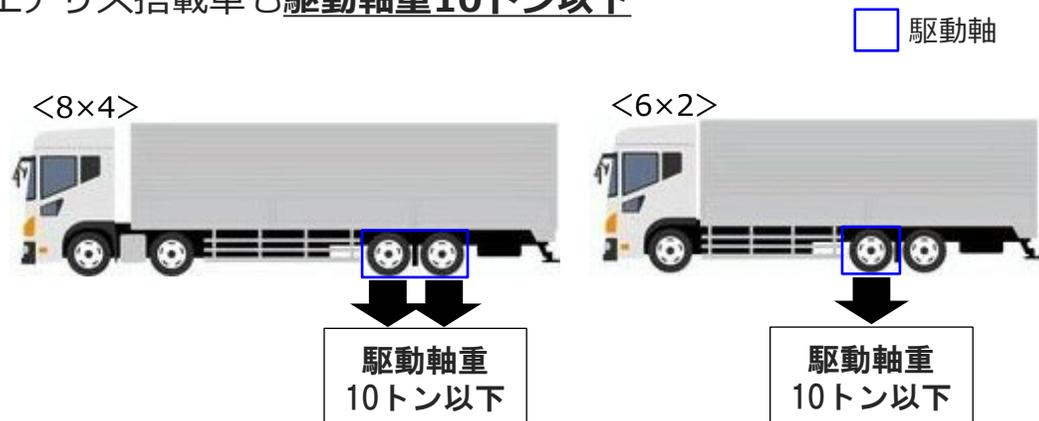
国際海上コンテナ車、特例 8 車種

エアサス搭載の 2 軸トラクタについては、**駆動軸重 11.5 トン以下に緩和**  
(前軸重は 10 トン以下)



単車トラック

エアサス搭載車も**駆動軸重 10 トン以下**

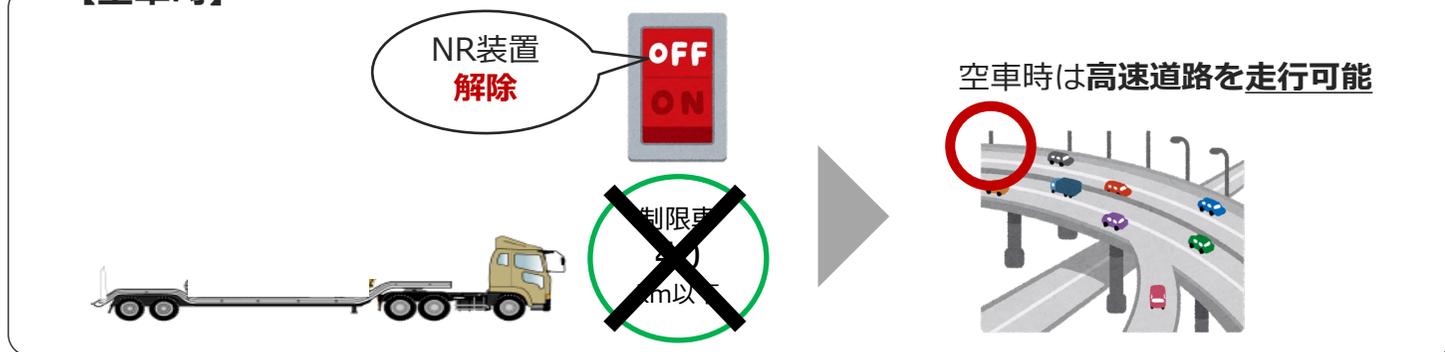


# 要望 6 NR装置（速度抑制装置）の空車時の解除

○ NR装置は空車時も解除されないため、速度が抑制されて往路と同じ時間を要します。

## ▶ 空車時にはNR装置を解除

【空車時】



## 【現状】 空車でも速度抑制により実車と同じ時間を要する

速度抑制により高速道路を走行できず、また、一般道路でも制限値以下までしか速度を上げられないため、往路と同じ時間を要し、ドライバーの労働時間の削減に支障を来す。



## 空車時も高速道路を走行できない



例えば高速自動車国道の最低速度50km/hに対して、60km/h以下の制限車にて暫定2車線区間の走行など後続車への影響も考慮すると難しい。